

関係法令

文化財保護に係る法令等

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

史跡の計画対象範囲に係る法令等

- ・景観法
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・森林法
- ・河川法
- ・砂利採取法
- ・道路法
- ・北海道自然環境等保全条例

函館市における法令等

- ・史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱
- ・函館市文化財保護条例
- ・函館市都市景観条例
- ・函館市都市景観に関する規則
- ・函館市普通河川管理条例
- ・函館市墓地条例

文化財保護に係る法令等

■文化財保護法 抜粋

(昭和二十五年法律第二百十四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成して

いる伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十条、第十二条、第二十二條、第三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をするこ

とができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又

は一部について、その期間を延長することができる。

ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教

育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項ま

での規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第一百五条 第一百条第二項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第一百七条 都道府県教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその

発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時

からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県教育委員会

は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がなにか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受

けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第

三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保

存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようと

するときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために
行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然
記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関す
る事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請が
あつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活
用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると
認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当
該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するもの
であると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであ
ること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活
用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文
化財保存活用地域計画が定められているときは、これ
らに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規
定する事項が記載されている場合には、その内容が史
跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす
行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省
令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞な
く、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければ
ならない。

**（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の
変更）**

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名
勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受
けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科
学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする
ときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定につ
いて準用する。

（現状変更等の許可の特例）

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定す

る事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画
が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。
以下この章及び第五十三條第二項第二十五号におい
て同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記
念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記
載された事項の内容に即して行うに当たり、第二十五
條第一項の許可を受けなければならないときは、同
項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響
を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で
定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出る
ことをもつて足りる。

**（認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況
に関する報告の徴収）**

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二
第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体
又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記
念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後
のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認
定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施
の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然
記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号の
いずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認
定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消し
たときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた
者に通知しなければならない。

（管理団体等への指導又は助言）

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会
は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求め
に応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び
認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実
な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又
は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用
計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画
の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をす
るよう努めなければならない。

（保存のための調査）

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

■文化財保護法施行令 抜粋

（昭和五十年政令第二百六十七号）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて

歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定によ

る届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市

等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百

号) 第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務

を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然 記念物の現状変更等の許可申請等に関する 規則

（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必

要とする理由

- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければなら

ない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百

六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定に

よる届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当す

る場合とする。

- 一 法第百十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第百六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第百六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第百六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

■文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 抜粋 （平成12年4月28日文部大臣裁定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。

以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1)現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2)次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4)都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村

である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2)次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
- ③新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3)新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合

には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

（4）新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

（1）新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（2）新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

（1）「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

（2）「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

（3）「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

（4）「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

（5）道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構

造の変更に伴うものを含む。

（6）工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

（1）「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

（2）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（3）標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

（1）「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

（2）「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

（3）設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係

（1）除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

（2）除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除

く。)

7 令第5条第4項第1号ト関係

(1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3)木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡の計画対象範囲に係る法令等

■景観法 抜粋（平成十六年法律第百十号）

第二節 行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為

四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出が

あった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとすべき措置について協議を求めることができる。

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四 景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五 景観重要公共施設について、第八条第二項第四号ハ（1）から（7）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六 第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七 国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第四号ホに規定する許可（景観計画にその基準

が定められているものに限る。)を受けて行う行為

八 第六十一条第一項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第一号に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第三十二条第二項第二号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第二項第一号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第五条第三項に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。))が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 抜粋 (平成十二年法律第五十七号)

第四章 土砂災害特別警戒区域 (特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物(当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。)の用途が制限用途であるもの(以下「特定開発行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅(自己の居住の用に供するものを除く。)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設(政令で定めるものに限る。)以外の用途でないものをいう。

■急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律 抜粋(昭和四十四年法律第五十七号)

第二章 急傾斜地崩壊危険区域に関する管理等 (行為の制限)

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の滑下又は地引による搬出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

■森林法 抜粋

（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第二章 森林計画等

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合

において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

（略）

第二章の二 営林の助長及び監督等

第一節 市町村等による森林の整備の推進

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、

伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものに付き伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

2 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところに

より、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

■河川法 抜粋

（昭和三十九年法律第百六十七号）

第二章 河川の管理

第二節 河川工事等

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第二十条 河川管理者以外の者は、第十一条、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（略）

第三節 河川の使用及び河川に関する規制

第一款 通則

（土地の占用の許可）

第二十四条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第二十五条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省

令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（土地の掘削等の許可）

第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

■砂利採取法 抜粋

（昭和四十三年法律第七十四号）

第三章 採取計画の認可等

（採取計画の認可）

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章（第二十八条第二項を除く。）及び第四十三条において同じ。）

二 当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等（河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第六条第一項に規定する河川区域（同法第五十八条の二第一項の規定により指定されたものを含む。）、同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域及び同法第五十八条の三第一項に規定する河川保全立体区域をいう。以下同じ。）の区域内にある場合 当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者（同法第九条第二項若しくは第五項、第十一条第三項又は第九十八条の規定により、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項及び第五十八条の四第一項の規定に基づく権限に属する事務を行い、その権限

を代わつて行い、又はその権限の委任を受けた者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。）

■道路法 抜粋（昭和二十七年法律第百八十号）

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

（道路管理者以外の者の行う工事）

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

（略）

第三節 道路の占用

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事实施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用人」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

■北海道自然環境等保全条例 抜粋

制定：昭和 48 年 12 月 11 日条例第 64 号

第5章 特定の開発行為の規制

(特定の開発行為の許可)

第 30 条 次に掲げる行為で規則で定めるもの(以下「特定の開発行為」という。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

(1) スキー場の建設

(2) キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設

(3) 前2号に掲げる施設を2以上有する施設の建設

(4) 資材置場又は工場用地の造成

(5) 土石の採取

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 特定の開発行為の種別

(2) 特定の開発行為をする土地の位置、区域及び規模

(3) 特定の開発行為に係る施設設備の種類及び規模

(4) 特定の開発行為に関する設計

(5) 工事施行者(特定の開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。)

(6) 特定の開発行為の着手及び完了の時期

(7) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る特定の開発行為が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

(1) 特定の開発行為をする土地の区域に所在する森林が、当該区域及びその周辺の地域の環境の保全上又は水源のかん養上必要な限度において、適正に保存されるように措置されていること。

(2) 特定の開発行為をする土地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ、土砂の流出又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講ぜられていること。

(3) 特定の開発行為をする土地の区域及びその周辺の地域の道路、河川、水路その他の公共施設等が、環境の保全上、災害の防止上又は通行の安全上支障がないような規模及び構造で適当に配置されるように措置されていること。

(4) 申請者に当該特定の開発行為を行うために必要な資力及び信用があること。

(5) 工事施行者に当該特定の開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(6) 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

4 前項各号に掲げる基準を適用するについて必要な技術的細目は、規則で定める。

5 知事は、第1項の許可の申請があったときは、速やかに、許可又は不許可の処分をしなければならない。

6 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

7 知事は、第5項の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。この場合において、当該処分に係る特定の開発行為が規則で定めるものであるときは、併せて、北海道特定開発行為審査会の意見をきかなければならない。

8 第1項の許可には、国土の無秩序な開発を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

函館市における法令等

■史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置

要綱 施行：令和6年4月1日

（設置）

第1条 史跡大船遺跡の保存活用計画の策定にあたり、その内容について多角的に協議・検討を行い、適正に事業を推進するため、史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議・検討する。

（1）史跡大船遺跡の保存活用計画の策定に関する事項

（2）その他教育長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

（1）考古学、文化財科学、文化遺産研究、植物学等の学識経験者

（2）普及活用に係る有識者

（3）その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合に

おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議において議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

■函館市文化財保護条例

昭和37年3月27日 条例第26号

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法および北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号。以下「道条例」という。）の規定による指定を受けた文化財を除き、市内に存する文化財のうち、市にとって重要なものについて、その保存および活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財および記念物をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 函館市教育委員会（以下「委員会」という。）

は、この条例の施行に当つては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 委員会は、市内に存する文化財のうち、重要なものを函館市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 無形文化財の指定に当たっては、当該無形文化財の保持者または保持団体(当該無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。

4 第1項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ第17条に規定する函館市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

(公表および通知)

第5条 委員会は、前条の規定による指定をしたときは、その旨公表し、所有者、権原に基づく占有者、保持者または保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知しなければならない。

(解除)

第6条 委員会は、指定文化財がその価値を失つた場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な事由があるときは、保持者または保持団体の認定を解除することができる。

3 指定文化財について、法または道条例の規定による指定があつたときは、第4条第1項の指定は解除されたものとする。

4 前3項の規定による指定または認定の解除には、前条の規定を準用する。

(管理義務)

第7条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会規則に従い、指定文化財を管理しなければならない。

(管理責任者)

第8条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、特別の事由があるときは、自己に代り、当該指定文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(届出)

第9条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者は、当該指定文化財を譲渡したときは、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者が、その氏名もしくは名称または住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第10条 指定文化財(無形文化財を除く。)の全部又は一部が滅失、き損又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合は、管理責任者)は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

第11条 指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者が氏名もしくは住所を変更し、または死亡したときは、当該保持者またはその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地もしくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、または解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者)について、同様とする。

(権利義務の承継)

第12条 指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、この条例に基づく旧所有者の権利義務を承継する。

(現状変更等の承認)

第13条 指定文化財(無形文化財を除く。)に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置

または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(公開)

第 14 条 委員会は、指定文化財(無形文化財を除く。)の所有者または管理責任者に対し、委員会の行う公開の用に供するため、当該指定文化財を出品することを勧告することができる。

2 委員会は、指定文化財(無形文化財に限る。)の保持者または保持団体に対し、当該指定文化財の公開を勧告することができる。

(管理または修理の補助)

第 15 条 指定文化財(無形文化財を除く。)の管理または修理について、委員会において必要と認める場合には、当該所有者または管理責任者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(保存)

第 16 条 委員会は、指定文化財(無形文化財および無形の民俗文化財に限る。)の保存のため必要があると認めるときは、当該指定文化財について記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適当な措置を講じ、市は、当該指定文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(文化財保護審議会の設置)

第 17 条 委員会に、函館市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 18 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項に規定する事項について委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第 19 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員および任期)

第 20 条 委員および臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第 21 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規則への委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

■函館市都市景観条例 抜粋

平成 7 年 3 月 22 日 条例第 14 号

(事前協議)

第 16 条の 2 都市景観形成地域(史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であつて、市長が指定するものに限る、景観形成街路沿道区域を除く。)において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 第 10 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。

3 景観形成街路沿道区域において第 13 条第 1 項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、事前協議を行わなけ

ればならない。

4 第 1 項および前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

5 市長は、前項の規定による申出があったときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

6 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

■函館市都市景観に関する規則 抜粋

平成 7 年 12 月 18 日 規則第 51 号

(条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める工作物)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 擁壁、護岸その他これらに類するもの
- (2) 垣、柵その他これらに類するもの
- (3) 日よけ(その支持物を含む。)
- (4) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (5) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (6) アンテナ
- (7) 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、記念碑、彫像その他これらに類するもの
- (8) 立体駐車場
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (11) メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (12) 電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)
- (13) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (14) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの
- (15) 自動販売機
- (16) 風力発電設備、太陽光発電設備その他これらに

類するもの

(17) 前各号に掲げるもの以外のもの

第 2 章 都市景観形成地域

(行為の届出等)

第 3 条 条例第 13 条第 1 項に規定する行為に係る法第 16 条第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式の届書によりしなければならない。

2 前項の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為前にしなければならない。この場合において、別表第 1 の地域または区域の欄に掲げる地域または区域にあっては、同欄に掲げる地域または区域の区分に応じ、同表の建築物等の欄に掲げる建築物または工作物に係る行為の届出は、当該届出に係る次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める行為をしようとする日の 45 日前までにしなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定により確認の申請書の提出を必要とする行為(次号に掲げる行為を除く。)当該確認の申請書の提出
- (2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項または第 2 項の許可を必要とする行為 当該許可に係る申請書の提出
- (3) 都市計画法第 32 条第 1 項または第 2 項の規定による協議を必要とする行為 当該協議
- (4) その他の行為 当該行為

3 第 1 項の届書により届け出た事項に係る法第 16 条第 2 項の規定による変更の届出は、別記第 1 号様式の 2 の届書によりしなければならない。

4 第 2 項の規定は、前項の変更の届出について準用する。

5 第 1 項の届書により届け出た行為を完了し、または中止したときは、速やかにその旨を別記第 2 号様式の届書により市長に届け出なければならない。

(条例第 13 条第 2 項の規則で定める図書)

第 3 条の 2 条例第 13 条第 2 項の規則で定める図書は、別表第 2 の行為の欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の図書の欄に定める図書とする。

(条例第 13 条第 3 項の規則で定める行為)

第4条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物(塀および門を除く。以下この号および次号において同じ。)の新築、増築、改築または移転で、その行為に係る建築物または建築物の部分の最高の高さが10メートル以下であり、かつ、その床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(2) 建築物の除却で、その除却に係る建築物または建築物の部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

(3) 次に掲げる建築物の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

ア 高さが1.5メートル以下の塀

イ 高さが1.5メートル以下の門

(4) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

ア 第2条第1号から第3号まで、第6号および第8号から第11号までの工作物で高さが1.5メートル以下のもの

イ 第2条第4号の工作物で高さが8メートル以下のもの

ウ 第2条第5号の工作物で高さが6メートル以下のもの

エ 第2条第7号および第14号の工作物で高さが4メートル以下(記念碑、彫像その他これらに類する工作物で、景観形成街路沿道区域内に存するものにあつては、高さが1メートル以下、幅が1メートル以下および水平投影面積が0.5平方メートル以下)のもの

オ 第2条第12号および第13号の工作物で高さが13メートル以下のもの

カ 第2条第15号および第16号の工作物(景観形成街路沿道区域内に存するものを除く。)

キ 第2条第17号の工作物

(5) 建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更で、その行為に係る外観の部分の面積の合計が外観全体の面積の2分の1以下のもの

(6) 仮設の建築物等の新築(工作物にあつては、新設。第11条第1号および別表第2において同じ。),増築,改築,移転もしくは除却,外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更

(7) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える法を生ずる切土または盛土を伴わないもの

(8) 次のいずれかに該当する木竹の伐採

ア 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

イ 樹高が10メートル未満で、かつ、地上1.5メートルの高さにおける幹周が1メートル以下の木竹の伐採

(9) 土石類の採取で、その採取による地形の変更が第7号に掲げる土地の形質の変更と同程度のもの

(10) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て

(11) 次のいずれかに該当する物件の堆積

ア 堆積期間が90日以内の物件の堆積

イ 面積が50平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートル以下の物件の堆積

(12) 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為

(13) 条例第26条第1項の保存計画に定められた条例第25条の保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関して行う行為

(14) 北海道公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為

(景観形成基準等の適合通知)

第4条の2 条例第14条の2(条例第20条の2および第23条の2において準用する場合を含む。)の規定による通知は、別記第2号様式の2の通知書によりするものとする。

(事前協議の申出書等)

第4条の3 条例第16条の2第4項(条例第16条の4第2項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第2号様式の3の申出書によらなければならない。

2 市長は、条例第16条の2第4項の規定による事前協議または条例第16条の4第2項において準用する条例第16条の2第4項の規定による変更協議の申出があったときは、遅滞なく当該事前協議または変更協議の日時を決定し、当該申出をした者に通知するもの

とする。

3 条例第 16 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による事前協議の終了の申出または条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する条例第 16 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による変更協議の終了の申出は、別記第 2 号様式の 4 の申出書によりしなければならない。

(事前協議等の結果通知書)

第 4 条の 4 条例第 16 条の 3 第 2 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の書面は、別記第 2 号様式の 5 の通知書によるものとする。

(事前協議等を必要とする建築物等)

第 4 条の 5 条例第 16 条の 3 第 3 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の規則で定める建築物等は、次の各号のいずれかに該当する建築物等とする。

- (1) 床面積の合計が 500 平方メートルを超える建築物(一戸建ての住宅を除く。次号において同じ。)
- (2) 高さが 10 メートルを超える建築物
- (3) 第 2 条第 1 号の工作物で高さが 2 メートルを超えるもの
- (4) 第 2 条第 9 号または第 10 号の工作物で、床面積の合計が 500 平方メートルを超えるものまたは高さが 10 メートルを超えるもの
- (5) 第 2 条第 11 号の工作物

(事前協議等が終了した旨の標識)

第 4 条の 6 条例第 16 条の 3 第 3 項(条例第 16 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事前協議または変更協議に係る行為の概要
- (2) 第 4 条の 4 の通知書に記載された通知の年月日

■函館市普通河川管理条例 抜粋

平成 12 年 3 月 28 日 条例第 33 号

(許可を要する行為)

第 10 条 普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、普通河川管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 普通河川の流水を占有すること。
- (2) 河川区域内の土地(普通河川管理者以外の者がそ

の権原に基づき管理する土地を除く。次号において同じ。)を占有すること。

(3) 河川区域内の土地において土石その他の産出物を採取すること。

(4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除却すること。

(5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。

(6) 河川区域内の土地において草木の栽植または伐採をすること。ただし、普通河川管理者が別に定める行為を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、普通河川の流水の方向、清潔、流量、幅員、深淺等について、普通河川の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

■函館市墓地条例 抜粋

昭和 24 年 4 月 1 日 条例第 16 号

第 8 条 使用者は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 墓標、墓碑、敷石、石垣、囲い等を設けること。
- (2) 樹木の栽植をすること。
- (3) 墓地の地形を変更すること。
- (4) 承認を受けて設けた墓標等または栽植した樹木を撤去し、または移転すること。

2 市長の承認を受けずに前項各号に掲げる行為をした者は、市長がその必要がないと認める場合を除き、その場所を原状に回復しなければならない。

参考文献・関係図書

大船遺跡 発掘調査関係

- ・『南茅部町史』上・下巻 南茅部町 1987
- ・『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡 ー平成9年度 詳細分布調査ー』南茅部町教育委員会 1998
- ・『大船C遺跡 ー平成10年度 詳細分布調査ー』南茅部町教育委員会 1999
- ・『大船C遺跡 ー平成11年度 発掘調査報告書ー』南茅部町教育委員会 2000
- ・『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII ー国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書ー』南茅部町教育委員会 2002
- ・『史跡大船遺跡 ー平成17年度国庫補助事業による市内遺跡発掘調査事業報告書ー』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡 ー平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書ー』函館市教育委員会 2007

大船遺跡 理化学的分析関係

- ・中野 益男, 中野 寛子, 長田 正宏「大船C遺跡から出土した遺構に残存する脂肪の分析」
『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998 (註1)
- ・松村 博文「南茅部町大船C遺跡出土の縄文時代人骨」
『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998 (註2)
- ・三野 紀雄「南茅部町大船C遺跡出土の炭化木質遺物の樹種同定」
『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998 (註3)
- ・吉崎 昌一, 椿坂 恭代「北海道大船C遺跡から出土した炭化種子」
『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998 (註4)
- ・並木 正男, 林 政彦「有孔垂玉の分析報告書」
『大船C遺跡 ー平成8年度 発掘調査報告書ー 1996 』南茅部町教育委員会 1998 (註5)
- ・杉山 真二「南茅部町大船C遺跡から出土した灰化物の給源植物」
『大船C遺跡 ー平成11年度 発掘調査報告書ー』南茅部町教育委員会 2000 (註6)
- ・吉川 純子「大船C遺跡盛土遺構および住居跡より出土した大型植物化石」
『大船C遺跡 ー平成11年度 発掘調査報告書ー』南茅部町教育委員会 2000 (註8)
- ・志賀 健司「南茅部町大船C遺跡から出土した珪藻土」
『大船C遺跡 ー平成11年度 発掘調査報告書ー』南茅部町教育委員会 2000 (註9)
- ・株式会社古環境研究所「南茅部町、大船C遺跡から出土した灰化物の給源植物」
『大船C遺跡 ハマナス野遺跡 vol. XVII ー国庫補助事業による町内遺跡発掘調査事業報告書ー』南茅部町教育委員会 2002 (註7)
- ・吉川 純子「史跡大船遺跡XY層より出土した炭化種実」
『史跡大船遺跡 ー平成18年度国庫補助事業による史跡整備事業報告書ー』函館市教育委員会 2007 (註10)

大船遺跡 史跡指定・整備関係

- ・『大船C遺跡調査検討委員会中間報告書』南茅部町教育委員会 2000
- ・『史跡の指定 大船遺跡』『月刊文化財』454号 文化庁文化財部監修 第一法規出版 2001
- ・『国史跡 大船遺跡整備・活用基本計画』南茅部町教育委員会 2002
- ・『史跡大船遺跡復元整備基本計画』函館市教育委員会 2006
- ・『函館市南茅部縄文遺跡群整備構想 未来をひらく縄文文化交流の道』函館市教育委員会 2006
- ・『史跡大船遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2010

大船遺跡 保存管理計画関係

- ・『史跡大船遺跡保存管理計画書』函館市教育委員会 2012
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議 2015
- ・『北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会実施報告書』
北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会 2015
- ・『史跡大船遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』函館市教育委員会 2016

垣ノ島遺跡関係

- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画書』函館市教育委員会 2012
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画』函館市教育委員会 2016
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存管理計画（平成27年度改訂版）』函館市教育委員会 2016
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備基本設計』函館市教育委員会 2017
- ・『史跡垣ノ島遺跡－平成25～28年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017
- ・『史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書』函館市教育委員会 2021

植生関係

- ・鈴木 三男「垣ノ島遺跡の植生環境」
『史跡垣ノ島遺跡－平成25～28年度 国庫補助事業による市内遺跡発掘調査等事業総括報告書－』函館市教育委員会 2017（註11）
- ・吉田 明弘「北海道南部万畳敷湿原の花粉分析からみた完新世の植生変遷」
『植生史研究』第28巻 第1号 日本植生史学会 2019（註12）

保存活用計画（策定）関係

- ・『史跡等整備のてびき－保存と活用のために－』文化庁文化財部記念物課 監修 2005
- ・『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』文化庁文化財部記念物課 2015
- ・『史跡等の保存活用計画－歴史の重層性と価値の多様性－平成30年度 遺跡整備・活用研究集会報告書』独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 2020
- ・『文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針』文化庁 2023 最終変更

- ・『史跡等の保存と活用のまとめ』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程（演習資料）独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室 2024
- ・『計画策定演習資料 I ～VI』令和5年度 文化財担当者研修 史跡等保存活用計画策定課程 資料 独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室 2024

保存活用計画（他遺跡）関係

- ・『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』千歳市教育委員会 2020
- ・『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書』つがる市教育委員会 2021
- ・『史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画』安芸高田市教育委員会 2021
- ・『特別史跡大湯環状列石保存活用計画』鹿角市教育委員会 2024

世界遺産関係

- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群保存活用推進行動計画』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2019
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群』（推薦書）文化庁・縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局 2020
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群の保全に係る遺産影響評価指針』縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」北海道のガイド教本』北海道環境生活部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群 Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan』縄文遺跡群世界遺産本部 2022
- ・『世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画 概要版』縄文遺跡群世界遺産本部 2023
- ・『北海道・北東北の縄文遺跡群 世界遺産登録記念誌』縄文遺跡群世界遺産本部 2023

その他

- ・『函館市縄文文化交流センター Hakodate Jomon Culture Center』函館市教育委員会 監修 一般財団法人道南歴史文化振興財団 2018 改訂

史跡大船遺跡保存活用計画

令和7(2025)年3月31日 発行

発行 函館市教育委員会

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号

TEL : 0138-21-3472 / FAX : 0138-27-7217
